

## 目標・施策について

- ・11月下旬に実施する市民・事業者アンケートの結果や生物調査の評価結果、具体的な取組を検討するにあたっての庁内や市民団体との調整の状況によっては方針・施策については変更が生じる可能性があります。

## 目標1 脱炭素社会の構築

現行計画	次期計画	イメージ・備考
目標1 低炭素社会の形成	目標1 脱炭素社会の構築	・パリ協定の採択、尼崎市気候非常事態行動宣言の表明などを踏まえ、「低炭素」から「脱炭素」に変更した。
方針①エネルギーの使用量を減らします	方針①消費するエネルギーを削減・脱炭素化します	・省エネ対策と再エネ導入に関する取組は区分が困難であることから1つの方針として統合する。
施策ア 環境に配慮した生活様式や事業活動についての意識啓発 施策イ 環境に優しい住まい・省エネ製品などの普及啓発	施策ア 地球温暖化を防止する行動の実践・定着 施策イ 省エネルギー型の設備の導入・建築物の建築 施策ウ 脱炭素エネルギーの利用	ア 環境配慮行動の促進（あま咲きコイン） イ 住宅への太陽光発電設備・蓄電池の導入（共同購入）、事務所における省エネ設備の導入 ウ 水素・再エネなどのエネルギーの利活用
方針②エネルギーを効率よく使います	方針②エネルギー効率の高い都市に転換します	・面的な視点からの取組でまち全体でエネルギー消費量の削減・最適化に取り組む。
施策ア 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用促進 施策イ 自動車による環境負荷を軽減させる交通環境の整備 施策ウ エネルギー管理の観点を活かしたまちづくりの推進	施策ア エネルギー管理の観点を活かしたまちづくり 施策イ 環境負荷の低い交通手段の利用・交通環境の整備	ア 街区単位でのエネルギー消費の最適化（SDGs スマートマンション）、エネルギーの地産地消・融通（クリーンセンターで発電されるCO2フリー電気の地産地消） イ 徒歩・自転車・公共交通機関への転換（自転車道の整備）
方針③地球温暖化の影響を知り備えます	方針③地球温暖化のリスクに備えます	—
施策ア 気候変動の影響・被害に関する情報収集・発信 施策イ 気温の上昇・降水パターンの変化への対応の推進	施策ア 気候変動の影響・被害の理解・認識 施策イ 気温の上昇・降水パターンの変化への対応	ア 気候変動の影響などに関する情報収集・発信 イ 熱中症対策、豪雨対策

## 目標 2 循環型社会の構築

現行計画	次期計画	イメージ・備考
目標 2 循環型社会の形成	目標 2 循環型社会の構築	—
方針①ごみができるだけ出ないようにします	方針①ごみをできるだけ出さないようにします	・尼崎市一般廃棄物処理基本計画と整合を図るため、クリーンセンターで焼却されるごみ量をなるべく減らすための取組を進める。
施策ア 発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）に向けた意識啓発 施策イ 発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）に関する情報の提供	施策ア リデュース・リユースの実践・定着 施策イ リサイクルの推進	ア 生ごみ・食品ロス・プラスチックごみの削減 イ 資源集団回収運動、紙資源回収システム紙資源のリサイクル
方針②出たごみはできるだけ資源化（リサイクル）します	方針②ごみは適正に処理します	・3Rに取り組んだうえで残ったごみ（クリーンセンター自体から排出されるごみ、不法投棄などを含む）を適正に処理する。
施策ア 資源化（リサイクル）に向けた意識啓発 施策イ 分別収集体制の強化 施策ウ 事業者から排出されるごみの資源化（リサイクル）の推進 施策エ ごみ処理の効率化	施策ア 適正処理の更なる推進 施策イ 地域環境の美化	ア 市民・事業者への啓発・指導、産業廃棄物に関する研修会、持ち去り対策、処理困難物対策（蛍光灯の回収など）、一般廃棄物の焼却・熱回収、ごみ処理体制の構築 イ 美化活動、海洋ごみ対策、不法投棄対策

### 目標3 自然共生社会の構築

現行計画	次期計画	イメージ・備考
目標4 多様な生き物の生息環境の保全	目標3 自然共生社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の環境基本計画や目標1・2の表現と整合を図るため行為ではなく社会像として示す。</li> <li>現行計画では目標4であるが、国際的な動向などを考慮し、目標3とする。</li> </ul>
方針 生き物に関心を持ち、そのすみかを守り、創ります	方針①生物多様性を知り、持続可能な利用をします	<ul style="list-style-type: none"> <li>ソフト・ハードの視点をもって取り組むため、現行計画の方針を「生き物に関心を持ち」の部分と「そのすみかを守り、創ります」の部分に分ける。</li> </ul>
施策ア 生物多様性のモデルとなる取組の重点実施 施策イ 生物多様性に対する理解の促進と意識啓発 施策ウ 地域の特性に応じた緑づくりの推進 施策エ 緑の適正な配置と維持・管理 施策オ 水辺の保全・創出 施策カ 農地の保全と活用	施策ア 生物多様性に配慮した行動の実践・定着 施策イ 農地の保全・活用 施策ウ 自然・生態系を利用した社会課題の解決	ア 農作物の地産地消・園芸種の扱い・ペットの飼育カラス対策・環境ラベルの表示のある商品の購入などの啓発 イ 地産地消、営農支援、市民農園の開設 ウ グリーンインフラ
	方針②生物の生息・生育場所を保全・創出します	<ul style="list-style-type: none"> <li>ソフト・ハードの視点をもって取り組むため、現行計画の方針を「生き物に関心を持ち」の部分と「そのすみかを守り、創ります」の部分に分ける。</li> </ul>
	施策ア 古くからの自然環境の保全 施策イ 外来種・重要種への対応 施策ウ 生物の生息・生育に配慮した緑地・河川水辺の保全・創出	ア 兵庫県レッドリストへの掲載場所の適切な管理 イ 環境省・兵庫県レッドリスト種の保全、兵庫県ブラックリスト種・特定外来生物の防除 ウ 既存の緑地・河川水辺の維持管理や新たな緑地の整備の際の生物多様性への配慮、地域性苗木の生産

#### 目標 4 安全で快適な生活環境の保全

現行計画	次期計画	イメージ・備考
目標 3 安全で快適な生活環境の保全	目標 4 安全で快適な生活環境の保全	—
方針 空気・水・土・静けさを大切にします	方針 空気・水・土・静けさを大切にします	—
施策ア 大気環境の保全 施策イ 水環境の保全 施策ウ 静けさの確保 施策エ 土壌環境の保全 施策オ 公害の歴史の後世への継承 施策カ その他有害物質や快適環境の形成への対応	施策ア 大気環境の保全 施策イ 水環境の保全 施策ウ 静けさの確保 施策エ 土壌環境の保全 施策オ 公害の歴史の継承・環境質に関する情報発信 施策カ 有害物質・新たな環境リスクへの対応	オ 環境質の変遷などに関する情報発信を追加 カ 新たな測定項目への対応、マイクロプラスチックなどのリスクが不明確なものに関する情報収集 カ 快適環境については、「空地の管理」と「環境影響評価」などが想定されているが、空き地の管理については動きがないことから削除、環境影響評価は経済活動との関係があることから目標 5 へ移動

#### 目標 5 経済のグリーン化

現行計画	次期計画	イメージ・備考
目標 5 環境と経済の共生	目標 5 経済のグリーン化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済を積極的に環境配慮型にしていくことを示すため表現を修正した。</li> </ul>
方針① 環境によい製品・サービスを供給します	方針①環境配慮型のモノ・サービスを消費・普及します	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行計画の方針①が供給、方針②が需要となっていたが、需要と供給は関係性が高いため消費≒需要、供給≒普及とし1つの方針にまとめた。</li> </ul>
施策ア 環境関連産業の育成 施策イ 環境経営への支援	施策ア 環境に配慮されたモノ・サービスの消費 施策イ 環境に配慮されたモノ・サービスの普及	ア・イ エシカル消費、グリーントランスフォーメーション(GX)・サーキュラーエコノミー(循環経済)・ネイチャーポジティブ経済への対応
方針② 環境により製品・サービスを選びます	方針②環境に配慮した事業活動をします	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業都市であることから、製造業をはじめ事業活動自体を環境配慮型のものとしていくことを新たな方針として示す。</li> </ul>
施策ア 環境負荷の低い製品・サービスについての意識啓発 施策イ 環境負荷の低い製品・サービスや事業所の取組の PR	施策ア 環境配慮経営の実践 施策イ 環境影響評価制度の運用	ア エシカル消費、グリーントランスフォーメーション(GX)・サーキュラーエコノミー(循環経済)・ネイチャーポジティブ経済への対応、環境マネジメントシステムの認証取得、ESG投資の呼び込み イ 開発事業などにおける環境配慮

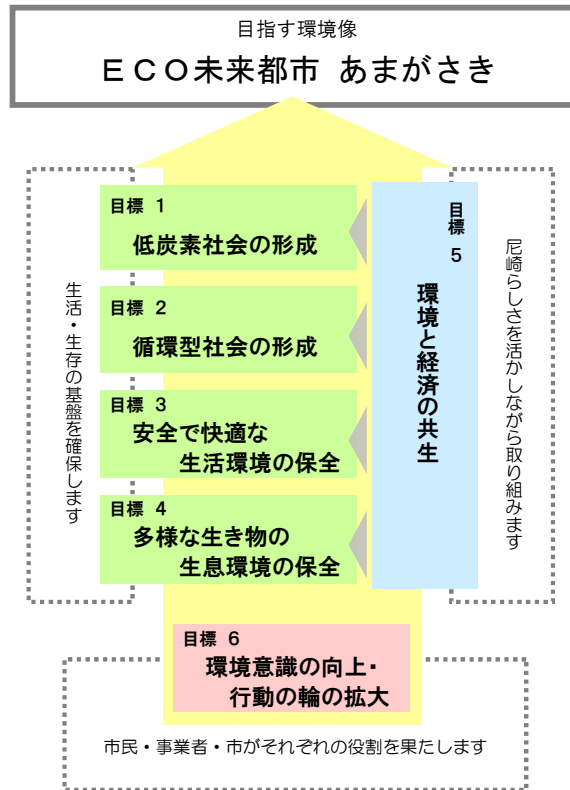
## 目標6 環境意識の向上・行動の輪の拡大

現行計画	次期計画	イメージ・備考
目標6 環境意識の向上・行動の輪の拡大	目標6 環境意識の向上・行動の輪の拡大	—
方針①環境について知り、まわりに伝えます	方針①環境問題を知り、行動します	・現行計画では方針①は知識、方針②は行動となっているが、知識と行動は関係性が高いため、1つの方針にまとめる。
施策ア 環境教育・学習に役立つ情報の整備・提供 施策イ 積極的な取組の表彰や普及啓発の推進	施策ア 効果的・効率的な情報提供・交換 施策イ 関心・理解の度合いに応じた環境学習・啓発の実施 施策ウ 環境教育の充実 施策エ 環境保全活動の支援 施策オ 環境保全活動の担い手の育成	ア 紙媒体・HPでの情報提供だけでなくSNSなど効果的・効率的な情報提供・交換 イ 年齢層・ライフステージ・習熟度などに応じた環境学習・啓発の実施 ウ あまがさき環境教育プログラム エ 環境保全活動への補助（連携活動） オ 新たな担い手が不足していることへの対応
方針②身近なところから環境のために活動します	方針②多様な主体と連携し、様々な場面に環境の視点を取り入れます	・環境意識の高い市民だけでなく、事業者や市外の者なども含めた多様な主体との連携、SDGsを意識した他分野との連携を新たな方針として示す。
施策ア 環境に関する情報交換、交流の機会づくり、人材育成 施策イ 市民・事業者の連携による取組の拡大	施策ア 多様な主体との連携・ネットワークの拡大 施策イ マルチベネフィットを意識した取組の実践	ア 事業者など市民団体以外との連携 イ SDGsを意識した他分野との連携

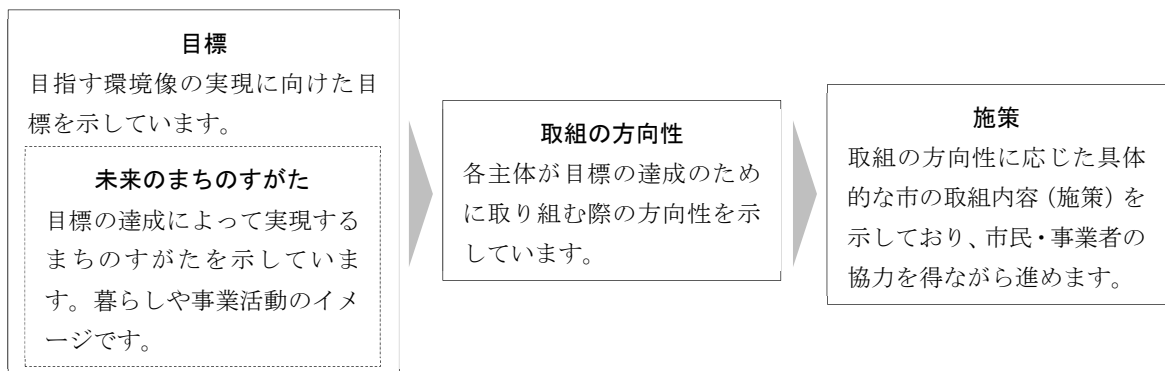
【参考】現行計画・個別計画の取り扱い（第1回部会で報告済み）

1 現行計画の取り扱い

- ・「目標」については、必要に応じて表現の見直しを行います。目標体系は現行計画を基本とすることとし、「目指す環境像」や「施策」については、新たに検討することとします。



- ・目標と施策の間に市民・事業者・行政の各主体が取組を行うにあたっての考え方を「取組の方向性」として示します。



※ 「取組の方向性」については、次期計画では「方針」と名称を改めることとします。

2 個別計画の取り扱い

- ・次期計画の「施策」については、目標1は尼崎市地球温暖化対策推進計画（平成31年3月策定、令和4年3月一部改訂）、目標2は尼崎市一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月策定）を基本とし、目標4は別途策定する尼崎市生物多様性地域戦略と整合を図ることとします。